

日時・場所	平成30年11月12日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・ 予算編成が始まり作業をしてもらっているところである。継続・計画されている事業については、手堅く進めることが重要であるが、状況は刻々と変わっているので、それらの事業も含めて良い意味で根本から見直し、事業を進めるのか否かを判断するとともに、常に新鮮な目で原点に帰って、事業の見直しと推進に取り組んでもらいたい。自らの所管する分野を伸ばすことも大事であり、担当課はプッシュ型が良いが、幹部職員については、市全体やもう少し広い範囲の動きがどうなっているのかという観点で予算編成に当たってもらいたい。
- ・ 行政の仕事は法令・計画に沿って進めることが大事であるが、一方で、ルールが敷かれているからルールに沿うというだけでなく、そのルールが安定したものではないという視点を持つとともに、新しくルールを敷くつもりで大胆に踏み込んで事業を進めてもらいたい。
- ・ 以前から話題にしており、かなり良くなっているが、まだボールがどこにあるのか認識できていないケースが見られる。誰がどこでボールを持って前へ進めているのか確認しながら取り組むように。

## 2. 報告事項

### ① 都市計画税の導入について

〔所管：政策調整部〕

道路・都市公園・都市排水等の都市基盤整備は元氣と安心のまちを実現するための重要な要素である。今後も持続可能な都市づくりを推進するため、都市基盤整備に充てる財源を安定的に確保すべく、都市計画税の導入を検討することとしたので報告する。県内13市のうち9市では都市計画税が導入されており、本市では過去に検討を行ったものの導入を見送ってきた経緯がある。しかし、①人口定住化・防災機能強化②福祉・教育の充実③国の制度改正に伴う市財政への影響による対応を行う必要があり、今後は各学区や必要に応じて自治会・各種団体等との議論の場を設け、丁寧に導入検討を進める。

→これまで雨水幹線事業等の都市計画事業を実施してきた。本来都市計画税を充てるべき事業の額や起債（借金）の償還額を明記すること。

→モデルケースごとの試算額がどの程度となるのか示すこと。

→今後のスケジュールと都市計画税の導入により実施できる事業等を具体的に示し、議論に供すること。

→意見を踏まえ修正する。

### ② 全員協議会への提出事項について

〔所管：総務部〕

報告事項3件、会議結果報告事項2件、連絡事項6件を11月度全員協議会に報告する。

## 3. 協議事項

### ① 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管：総務部〕

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を11月6日に閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長及び教育長の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

施行日は公布の日とする。ただし、第2条及び第4条は平成31年4月1日とする。

### ② 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管：総務部〕

人事院勧告（社会一般の情勢に適応・民間準拠による給与水準の改定）に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料、勤勉手当、宿日直手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。また、災害対応や業務における臨時または緊急の必要性から、管理職員が本来休むこととされている日や深夜の時間帯にやむを得ず勤務しなければならない場合の給与上の措置として、管理職手当制度の補完対応を図るため、管理職特別勤務手当の取扱いに係る改正を行う。

施行日は公布の日とする。ただし、第2条は平成31年1月1日、第3条は平成31年4月1日とする。

③ 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

[所管:総務部]

災害対応や業務における臨時または緊急の必要性から、管理職員が本来休むこととされている日や深夜の時間帯にやむを得ず勤務しなければならない場合の給与上の措置として、管理職手当制度の補完対応を図るため、管理職特別勤務手当の取扱いに係る改正を行う。

施行日は平成31年1月1日とする。

4. その他伝達事項

- ・ 11月8日の野洲市議会臨時議会において、正副議長、監査委員が決定したので報告する。また、休会中に各種委員会を行い改選したので取り急ぎ口頭にて結果を報告する。(議会事務局)

5. 次回部長会議の予定

11月19日(月) 8時45分～ 庁議室